

各務原市太陽光発電設備等設置費補助金
交付申請書チェックリスト

- 申請者が申請（署名）していますか（免許証等の公的書類で本人確認します。代理人申請の場合は写しを代理人が持参してください。）
- 市内で自ら居住する（又は居住しようとする）住宅に設置するものですか
- 申請者自らの費用で設置していますか。中古品・リース設備ではないですか（見積書の宛名を確認。PPAは対象外です。補助対象機器付きの建売住宅を購入する場合は補助対象機器を使用していない（電力会社及び照明等と接続していない）こと）
- 申請書を窓口で受付し、全ての書類に不備がないことを確認できた時に受付となります
- 設置区分を○で囲んでいますか
- 対象設備の区分①（太陽光発電設備）②（蓄電池）を○で囲んでいますか
太陽光発電設備（小数点以下切捨て）又は蓄電池（小数点第2位以下切捨て）についての記入がありますか。又蓄電池の初期実行容量（ . ）は1.0kWh以上、容量（ . ）は4,800Ah・セル未満ですか
- 総事業費・補助対象事業費の記入がされていますか（補助対象経費は総事業費のうち太陽光・蓄電池それぞれについて5kW又は5kWhまでの事業費です。）
- 蓄電池の価格は15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下ですか
- 補助金の交付申請額を記入していますか。太陽光発電設備の補助上限は5kWまで（1kW当たり7万円。）、蓄電池は蓄電池価格（工事費込み・税抜き）の1/3（5kWhまで）です。太陽光発電設備の「最大出力」は太陽電池モジュールの公称最大出力（ . ）の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値（ . ）の低い方の値になっていますか
- 工事着工予定日について
工事の契約（着手）日は補助金の交付決定日以降である必要があります。補助対象設備付きの建売住宅を購入契約される場合も同じです
- 補助事業の完了予定日（建売住宅の場合、引渡日）は遅くとも令和7年1月31日までとなっていますか（補助を受けるためには、補助事業の実績報告書を事業完了後30日以内か、令和7年1月31日のいずれか早い日迄に提出する必要があります。）
- 施工業者記入欄（建売住宅の場合は販売業者）は記入されましたか
- 補助対象設備を設置しようとする建物（建築確認を受ける必要があります）の所有者が本人及び同居家族以外の場合、補助対象機器設置の同意書は添付されていますか
- 各務原市税の滞納はありませんか（滞納があると補助金は交付できません）
- 添付書類はすべて揃っていますか
 - ・誓約書（申請者用・事業者用）
 - ・補助対象設備の設置に係る見積書の写し
（建売住宅の場合もこの経費が明確に分かる資料が必要となります。他の工事費用と区分できない場合、補助金を交付することはできません。）
 - ・設置しようとする住宅の位置図（住宅地図。1/1500程度）、家屋の見取り図（1/100程度）及び補助機器の設置予定場所（屋根上のパネル（枚数明記）の設置場所・蓄電池の設置場所）が分かる見取り図
 - ・補助対象設備の仕様書
 - ・補助対象設備により発電される電力の消費計画書（補助対象である5kWまでの太陽光発電設備で発電された電気の30%以上を住宅等で使用する必要があります。）
 - ・その他、市長が必要と認めた書類

※補助金の交付に係る手続き等を代行者に委任する場合、委任状が必要です